

新型コロナウイルス感染症の影響により減収した被保険者 にかかる国民健康保険税の減免に関する Q&A

Q1 どの保険税が減免対象ですか。

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている令和2年度の保険税です。令和元年分は対象外となりますのでお気をつけください。なお、令和3年度分に関しては現状未定です。対象となる場合は当ホームページにその旨を掲載しますので、御確認ください。

Q2 オンラインや郵送での申請はできますか。

オンラインによる申請は受け付けておりません。郵送申請のみです。窓口の密集を避けるため、郵送による申請に御協力ください。

Q3 申請期限はいつですか。

申請期限は令和4年3月31日です。

Q4 申請書はどこで入手できますか。

- ・ホームページでダウンロードすることができます。
- ・郵送で申請書を請求される場合は、「東京共同電子申請・届出サービス」(<https://www.e-tokyo.lg.jp>)から請求してください（ホームページにリンクがございます）。できるだけ窓口への来庁はお控えください。

Q5 減免が決定されるまで保険税を支払わなくてもいいですか。

納期限が到来する保険税につきましては、お支払いをお願いします。お支払いが難しい場合は、保険税係に御相談ください。なお、お支払い後に還付が生じた場合は、後日返金となります。

Q6 コロナウイルスの影響による「重篤な傷病」とはどのような場合を指しますか。

1 カ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を指します。申請時には、医師の診断書により確認いたします。

Q7 コロナウイルスの影響による「減収」とはどのような場合を指しますか。

新型コロナウイルス感染症それ自体や、その拡大防止のための措置によるものを指します（直接的であるか間接的であるかを問いません）。新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合を除いて、その理由によって申請を却下するものではありません。

Q8 令和元年中に離職しました。減免はできますか。

新型コロナウイルス感染症の影響は令和2年1月以降と考えられ、令和元年中の離職は感染症の影響による減収とみなして考えることができないため、減免の対象外（不承認）となります。

Q9 令和元年中の確定申告ができていません。減免申請はできますか。

減免の要件である前年の収入や所得には、確定申告された金額を用います。そのため、令和元年中の所得の確定申告をまだされていない場合は、減免要否の判定をすることができません。国保の加入の有無にかかわらず、同一世帯内の全員様分の税申告を済ませていただくよう、よろしくお願いいたします。

Q10 令和元年中の所得が0ですが、減免になりますか。

計算上、所得が0の場合は減免額が0円となりますので、不決定となります。（減免対象保険税額×減少する区分の所得÷世帯合計所得×減免率で算出するため）ただし、子育て応援減免の対象者の場合、一部減免になる場合がありますので、資格課税係課税担当へお問い合わせください。

Q11 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、事業収入については、前年比10分の3以上の収入減少がありますが、不動産収入については、減少しておらず、二つの収入を合計した場合には前年比10分の3以上の減少には達しません。この場合は減免の要件「前年に比べて10分の3以上減少」には当てはまりませんか。

当てはまります。事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかであるため、どれか一つでも該当すれば要件に当てはまります。四つの収入のうち、他の収入についても前年比10分の3以上の減少見込みである場合のみ、その収入についても合計して減免の判定を行います。このため、前年は給与収入で今年が事業収入の場合、減収の比較が出来ないため、減免の対象とはなりません。

Q12 令和2年中の収入がわかる書類の添付がないといけませんか。

収入申告書に記載した令和2年中の収入金額がわかる書類は必須です。これが不足していると審査ができませんので、必ず添付してください。添付がなかった場合、申請書ごと返送させていただきます（再提出の際は一式まとめて再送してください）。添付書類の例としては、令和2年中確定申告書控え、収支報告書、源泉徴収票、給与明細等です。なお、根拠資料に各種給付金額（持続化給付金、休業補償等の国や都などからの給付）が含まれる場合（確定申告書控え等）、給付金の額を収入申告書「4 令和2年中の収入」に記載してください。

Q13 減免される金額は減少した収入の減少割合によって決まらないのですか。

決まりません。減免される金額は、減少割合ではなく、主たる生計維持者と同一世帯の被保険者の「前年の所得の合計額」の合計額に対する減少した収入に係る所得の金額の比率と、主たる生計維持者の「前年の所得の合計額」によって決まります。令和2年中の収入見込み額は、減免の要件にのみ関係し、減免される金額には関係しません。計算方法につきましては、ホームページで御確認ください。

Q14 主たる生計維持者とはなんですか。

主たる生計維持者は、原則国保上の世帯主（被保険者証に記載されている世帯主）を指します。ただし、国保上の世帯主以外の方の収入で生計が維持されている場合は、「主たる生計維持者の事業収入等状況申告書（新型コロナウイルス特例減免）」1にその方（住民票上の同一世帯である方）の氏名を御記入ください。